

障害児通所支援

施設サービス指導担当

届出関係について

- 管理者や児童発達支援管理責任者（以下、児発管）の変更、事業所の名称や場所の変更等指定時より変更があった場合

→変更届（変更があってから原則10日以内）

※場所の変更については原則1月前

- 加算の取得状況に変更があった場合

→体制届（**算定開始月の前月15日まで**）

- 休止届、廃止届

→休止または廃止する 1月前までに届出



- ・利用者への説明
- ・引き続きサービスの利用を希望する利用者については、次の利用先を探す（相談にのる）ことが必要です。

常勤と常勤換算について

- 常勤とは、「事業所の就業規則上定められている働くべき時間数に達している人」のこと。

(例) 1週間に40時間勤務する事業所であれば、4週で160時間働いている人が常勤となる。

- 常勤換算とは、従業員の延べ時間数を常勤の従業員が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業員の因数を常勤の従業員の員数に換算する方法のこと。

(例) 加配加算の要件となっている「常勤換算1以上」とは、4週で160時間勤務する事業所において、非常勤A(100時間)と非常勤B(80時間)勤務していた場合、

$(100 + 80) \div 160 = 1.1$ となり、加算の要件を満たしていると判断する。

注意

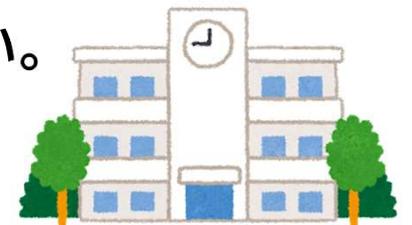
※変形労働制の場合は、1月の総労働時間で計算をする必要がある。

※勤務延べ時間数に参入することができる時間数は、当該事業所において常勤の従業員が勤務すべき勤務時間数を上限とすること。時間外労働等での上限を超える配置がないように注意してください。

学校休業日について

- 学校教育法施行規則第61条及び第62条の規定に基づく休業日（公立学校においては、国民の祝日、日曜日及び土曜日、教育委員会が定める日、私立学校においては、当該学校の学則で定める日）
- 学校教育法施行規則第63条等の規定に基づく授業が行われない日、又は臨時休校の日（例えば、インフルエンザ等により臨時休校の日）
- なお、学校が休業日ではない日に、放課後等デイサービスを午前から利用した場合であっても、休業日の取扱いとはしない。

※詳細については、学校または教育委員会に確認をしてください。



人員基準について①

サービス提供時間を通じての配置が必要

- 児童発達支援センター：定員を4で除した数以上
- センター以外：定員10人までは2人。児童の数が10を超えて5またはその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上。
- 主に重心対応事業所：保育士または児童指導員1人、機能訓練担当職員1人、看護師1人、嘱託医

※原則として定員は遵守すべきですが、やむを得ず定員を超過してしまう日があった場合は、基準職員の配置を確実に行ってください。

※加配加算を算定している場合は、**基準職員に加えて**加配加算を算定するための人員配置が必要となるため注意してください。



人員基準について②

○常勤職員の有給休暇取得時の取り扱い

- サービス提供時間を通じて、基準職員を2名配置しなければならない（定員10名の場合）。
- 基準人員の内、1名以上は常勤職員を配置しなければならないが、当該常勤職員が有休や公休等により配置できない場合、代わりに配置する職員は非常勤職員でも差し支えない。
- 常勤職員について、休暇が1月を超えない範囲においては、月の常勤換算に含むことは可能（休暇を取得したことにより、月の働くべき時間数を満たさなくなったからといって、即座に常勤職員でなくなるものではない）。

※令和5年3月3日付事務連絡 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に係るQ&Aについて 問1より

人員基準について③

- 基準配置職員の欠如
 - 1割の範囲内で欠如となると、**翌々月から欠如が解消されるに至った月まで減算**（ただし、欠如となった翌月の末日において欠如が解消された場合を除く）。
 - 1割を超えて欠如となると、**翌月から欠如が解消されるに至った月まで減算**。
- 児発管の欠如
 - 翌々月から欠如が解消されるに至った月まで減算となります。

※児発管の欠如については、場合によって、個別支援計画の未作成減算の対象になるため、よく確認してください（児発管の欠如減算より、個別支援計画の未作成減算の適用開始が早いため）。

※加配加算の算定は基準配置基準を満たしていることが前提であるため、人員（児発管を含む）に欠如が出た段階で、**加配加算の算定はできません**。

定員超過減算について

- 定員超過減算には、「1日あたりでの超過」「3か月平均での超過」の2種類があります。

① 1日あたりの利用児数が定員の**150%**を超えた場合

→当該1日について利用児全員につき減算

② 3ヶ月平均の利用児数が定員の**125%**を超えた場合

- 定員が11人以下の場合：3ヶ月の利用児の延べ数が定員に3を加えた数に開所日数を乗じて得た数を超過している場合

→当該1月間について利用児全員につき減算



送迎について

- 送迎加算を算定する場合、送迎したことがわかる記録の保管が必要です。
- 自宅、学校等への場所以外に送迎を行う場合は、あらかじめ特定の場所を決め、保護者に同意を得ることが必要です。（※同意を得たことがわかるものを保管しておくこと）
- 重症心身障がい児または医ケア児の送迎で加算を算定する場合は、運転手に加えて次の人員配置が必要です。

重症心身障がい児→直接支援業務の従業者

医ケア児 →看護職員

- R5.4.1より、3列シート以上の送迎車を運行する場合は、安全装置の装備が義務付けられています。2列シート以下の車両については、安全装置の装備は義務付けられていませんが、児童の所在確認を行う義務があります。
- 送迎時のルール等について、事業所内及び学校等の関係機関と再確認し、利用児の送迎誤り等の送迎業務での事故がないよう連携体制を整えた上で、送迎業務を行ってください。

重要!

※原則、サービス提供時間中に児発管が送迎業務を行うことはできません。

基本報酬について

- 基本報酬は以下の時間区分に基づいて算定する
 - 「時間区分1」 30分以上1時間30分以下
 - 「時間区分2」 1時間30分超3時間以下
 - 「時間区分3」 3時間超5時間以下

※放デイの時間区分3は学校休業日のみ算定可能

- 極めて短時間の支援（30分未満）は算定対象から原則除外

※個別支援計画に各利用児の支援時間を明確に定めた上で、保護者に同意を得ること。

※計画時間よりも、実際の支援時間が短くなった場合においては、

→利用者の都合による場合は計画時間により算定

→事業所の都合による場合は実際に支援した時間により算定

5時間（放デイ平日は3時間）を超える長時間の支援については、延長支援加算として評価

延長支援加算について

- 基本報酬における最長の時間区分に対応した時間（5時間）※の発達支援に加えて、当該支援前後の預かりニーズに対応した支援を計画的に行った場合

※放デイ平日については3時間

- 障害児の数が10人以下の場合、従業者を2名以上（うち1名は人員基準により置くべき従業者（児発管を含む）を配置）。

<区分>

延長1時間以上2時間未満

同 2時間以上

(延長30分以上1時間未満)

※延長30分以上1時間未満の単位は、
利用者の都合等で延長時間が計画より
短くなった場合に限り算定可能

※当該加算を算定する場合は、個別支援計画に各利用児の延長支援時間を明確に定めた上で、保護者に同意を得ること。なお、計画にはない緊急的に生じた延長支援についても算定可能とするが、急な延長支援を必要とした理由及び延長支援時間等について記録を残すこと。

※計画時間よりも、実際の支援時間が短くなった場合においては、理由の如何に関わらず、実際の利用時間により算定。

児童指導員等加配加算について①

- 常時見守りが必要な障害児への支援や家族等に対して障害児への関わり方に関する助言を行う等の支援の強化を図るため、基準の人員に加えて児童指導員等またはその他の従業者（指導員）を1以上配置した場合

○児童指導員等を配置

常勤専従→経験5年以上、経験5年未満

常勤換算→経験5年以上、経験5年未満

※「経験」は児童福祉事業等に従事した経験年数

※当該加算算定において、児童指導員等には強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）

修了者を含む。ただし、児童指導員として配置することはできないことに留意。

○その他従業者（指導員）を配置



児童指導員等加配加算について②

- 当該加算の算定については、**常時見守りが必要な障害児への支援等の強化を目的**としていることから、算定の対象となる児童指導員等及びその他の従業者については、**サービス提供時間を通じて事業所で直接支援**にあたること。

※サービス提供時間を通じて事業所に配置することが求められるため、直接支援または家族支援に一切あたらない状況は想定されない。



サービス提供時間帯に送迎、研修及び出張等のため当該加算に係る加配人員が事業所を空けた場合、**当該加算の配置要件を満たさない**。

専門的支援体制加算について

- 基準の人員に加えて理学療法士等を **1 以上配置**（常勤または常勤換算）した場合
- 専門的支援実施加算と併せて算定可能。

※経験5年以上の保育士または児童指導員について、経験年数は保育士または児童指導員としての**資格取得または任用からの経験年数**であること。

※特別支援学校、特別支援学級、通級による指導で**教育に従事した経験は含めない**。



専門的支援実施加算について

利用日数等に応じて限度回数有

- 理学療法士等により、個別・集中的な専門的支援を計画的に行った場合
- 専門的支援体制加算と併せて算定可能

専門的支援実施計画に記載する項目

- 当該専門職によるアセスメントの結果
- 5領域との中で特に支援を要する領域
- 専門的な支援を行うことで目指すべき達成目標
- 目標を達成するために行う具体的支援内容
- 支援の実施方法

...等

※算定に係る留意事項

- 当該加算を算定するためには、**理学療法士等が計画的に**支援を行うことが前提。
- **理学療法士等が**個別支援計画を踏まえて専門性に基づく評価及び5領域の特定の領域に重点を置き、支援を行うために当該実施計画を作成する。なお、当該実施計画は理学療法士等が**個別支援計画と別に作成し、あらかじめ保護者に同意を得ること。**
- 当該実施記録は、**日々の支援記録と別に作成し、①実施日時②実施した従業者名③支援内容の要点**等の記録を残すこと。小集団による実施とした場合でも、**記録は利用児ごとに残すこと。**
- 専門的支援の提供時間は**少なくとも30分以上**を確保すること。

家族支援加算について

1日につき1回及び1月につき4回

- 家族支援加算（Ⅰ）（個別での相談援助）

(1)利用児の居宅を訪問して相談援助を行った場合

- ・ 所要時間 1 時間以内
- ・ 所要時間 1 時間以上

(2)事業所において対面により相談援助を行った場合

(3)テレビ電話その他の情報通信機器を活用して相談援助を行った場合

- 家族支援加算（Ⅱ）（グループでの相談援助）

(1)対面により他の利用児及び家族等と合わせて相談援助を行った場合

(2)テレビ電話その他の情報通信機器を活用して他の利用児及び家族等と合わせて相談援助を行った場合

※算定に係る留意事項

- 相談援助時間は少なくとも30分以上行うことを基本とすること。
- 当該実施記録は、日々の支援記録と別に作成し、①実施日時②実施場所③実施した従業者名④支援内容の要点等の記録を残すこと。
- 当該加算算定に係る相談援助を利用児が支援を受けている時間帯に行う場合、基準人員として配置されている児童指導員または保育士等の従業者以外で対応すること。

子育てサポート加算について

1月につき4回

- 家族等に支援場面の観察や参加等の機会を提供した上で、こどもの特性や特性を踏まえたこどもへの関わり方等に関して相談援助等を行った場合

※算定に係る留意事項

- こどもの状態から、家族等が直接支援の場面に同席することが難しい場合、マジックミラーやモニター越しで支援場면을観察し、直接支援する従業者とは別の従業者が相談援助を行うことも可能。ただし、この場合であっても、こどもへの直接支援と家族等への相談援助は同時並行的に行うこと。
- 支援の提供時間帯を通じて家族等が支援場면을観察することが基本であるが、支援が長時間に渡る場合は、家族等との間でこの取組が必要となる場면을調整し、実施することも可能。ただし、この場合であっても、当該加算の趣旨を十分に踏まえた上で、少なくとも30分以上を確保すること。
- 当該実施記録は、日々の支援記録と別に作成し、①実施日時②実施した従業者名③支援内容の要点等の記録を残すこと。なお、同一の場できょうだいに実施した場合においても、きょうだいそれぞれに支援を行い、それぞれに記録を残すこと。

強度行動障害児支援加算について

- 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者を配置し、強度行動障害を有する児（児基準20点以上）に対し、当該修了者が支援計画シートを作成し、支援計画シートに基づいた支援を行った場合

※算定に係る留意事項

- 当該修了者以外の従業者が支援計画シートに基づいた支援を行った場合においても算定可能。ただし、この場合においては以下2点に留意し、適切に支援している事が分かる記録を残すこと。

①強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者または実践研修修了者に対して支援内容を確認した上で支援を行う。

②実践研修修了者は原則2回の支援提供ごとに1回以上の頻度で当該加算算定の対象となる利用児の様子を観察し、支援計画シートに基づいた支援が行われていることを確認する。

※支援計画シートは3月に1回程度の頻度で見直すこと。

欠席時対応加算について

- 急病等、利用者の要因により利用予定日の前々日、前日又は当日に利用中止の連絡があった場合において、利用者の状況を確認し、引き続き利用を促すなどの相談援助を行い、当該利用者の状況や相談援助の内容を記録した場合
- 必要事項は必ず記録すること。

※1回の電話連絡での算定は**1回**とすること。

(例) 1回の電話で2日分の欠席連絡を受けた場合
1日分の算定のみ可能とする。

記録内容

- ・ 連絡を受付けた日時
- ・ 連絡を受付けた従業者
- ・ 連絡者
- ・ 欠席する日
- ・ 欠席理由
- ・ 相談援助
- ・ 次回の利用の促し

…等



中核的機能強化加算(児童発達支援センター)

○中核的機能強化加算(Ⅰ)・・・基本要件及びイ・ロ・ハ全てに適合

○中核的機能強化加算(Ⅱ)・・・基本要件及びイ・ロに適合

○中核的機能強化加算(Ⅲ)・・・基本要件及びイ又はロのいずれかに適合

- 市町村が地域の障害児支援の中核的拠点として位置づける児童発達支援センターにおいて、専門的人材を配置して、自治体や地域の障害児支援事業所等を含む関係機関等との連携体制を確保しながら、こどもと家族に対する専門的な支援・包括的な支援の提供に取り組んだ場合

<基本要件> ※専門人材の配置は、基準人員及びその他加配加算の人員に加えて配置すること

- 市町村との連携、幅広い発達段階に対応するための支援体制、インクルージョン推進のための支援体制(保育所等訪問支援の実施)、相談支援体制(障害児相談支援の実施)等の確保、取組内容の公表、外部評価の実施、職員研修の実施等

(イ) 関係機関との連携やインクルージョンの推進等、地域支援や支援のコーディネートに専門的な知識・経験を有する専門人材を配置し、これらの取組を実施

(ロ) 障害特性を踏まえた専門的な支援やチーム支援の実施、人材育成、障害児支援の専門的知識・経験を有する専門的人材を配置し、これらの取組を実施

(ハ) 多職種(保育士・児童指導員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員、看護職員等)を配置し、多職種連携による専門的な支援を実施

多職種連携支援加算について

1月につき1回

- 障害特性やこどもの状態に応じた適切な支援を行う観点から、異なる専門性を有する2人以上の訪問支援員が訪問支援を行った場合

※算定に係る留意事項

- 1人以上は訪問支援特別加算の対象となる訪問支援員を含み、職種の異なる複数人で連携して訪問支援を行うこと
- あらかじめ当該利用児のアセスメントに基づき、多職種連携の複数人による訪問支援の必要性和支援内容を個別支援計画に明記、保護者に同意を得ること。
- 訪問支援後の記録について、それぞれの職種の専門性の観点から記録を作成すること。

※訪問支援員は明確に決めた上で配置すること

保育所等訪問支援について



- 「保育所等訪問支援」は「児童発達支援」及び「放課後等デイサービス」とは別のサービスです。
- 訪問支援員と「児童発達支援」及び「放課後等デイサービス」の直接処遇を兼務している従業者がいる場合、「保育所等訪問支援」に従事している時間は、「児童発達支援」及び「放課後等デイサービス」の従事時間に含めることができません。
- 「保育所等訪問支援」に従事した時間を出勤簿等により明確に管理してください。

加算の算定について

- 個別支援計画への位置付け及び保護者の同意が必要なもの
 - 家族支援加算
 - 子育てサポート加算
 - 専門的支援実施加算
 - 延長支援加算
 - 関係機関連携加算
 - 送迎を自宅と学校以外で行う場合 等



加算についての留意事項

- 最終的な支給決定権者は市町村となります。
- 個別の事案、例外的な取り扱いについては、対象となる児童の支給決定をしている市町村に確認をしてください。

※原則、紙面等で同意が確認できるようにすること。

障害児通所支援に係る全サービス共通事項



- 障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。
- 児発管は個別支援計画の作成に当たって、障害児の年齢及び発達に応じて、その意見が反映され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう支援内容を検討しなければならない。
- 児発管は、業務を行うに当たって、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。
- 児発管が直接支援に当たる担当者等を招集して行う会議（個別支援会議）について、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で開催し、個別支援計画の原案について意見を求めること。
- 個別支援計画作成後は、保護者に交付すること。あわせて、障害児の状況を踏まえた障害児支援利用計画を作成する観点から、**保護者が利用する指定障害児相談支援事業所にも交付**すること。

※個別支援計画を指定障害児相談支援事業所に交付した際は、交付日及び交付方法等、交付したことが分かる記録を残すこと。



児童発達支援及び放課後等デイサービス関係

- 障害児の特性その他の事情を踏まえた支援の確保並びに支援の質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、支援の提供に当たっては、**心身の健康等に関する領域（5領域）を含む総合的な支援**を行わなければならない。
- 指定児童発達支援事業者等が行う**取組状況等に関する自己評価及び保護者による評価**について、運用の標準化と徹底をはかる観点から、自己評価について事業所の従業者による評価も受けた上で行うことや、自己評価及び保護者評価並びに改善の内容を**おおむね1年に1回以上公表**することに加えて保護者にも示すこと。
- 総合的な支援について、支援内容の見える化を進める観点から、事業所ごとに、**心身の健康等に関する領域（5領域）とのつながりを明確**にした事業所全体の支援内容を示す**支援プログラムを策定・公表**しなければならない。
- 障害児が指定児童発達支援等を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加やインクルージョンの推進に努めなければならない。
- 児発管が作成する個別支援計画の原案の作成等においては、**支援内容の具体的な内容と心身の健康等に関する領域（5領域）との関連性及びインクルージョンの観点**を踏まえた支援の**具体的な内容**を定めなければならない。

居宅訪問型児童発達支援関係



- 障害児の特性その他の事情を踏まえた支援の確保並びに支援の質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、支援の提供に当たっては、**心身の健康等に関する領域（5領域）を含む総合的な支援**を行わなければならない。
- 総合的な支援について、支援内容の見える化を進める観点から、事業所ごとに、**心身の健康等に関する領域（5領域）とのつながりを明確にした事業所全体の支援内容を示す支援プログラムを策定・公表**しなければならない。
- 児発管が作成する個別支援計画の原案の作成等においては、**支援内容の具体的な内容と心身の健康等に関する領域（5領域）との関連性を踏まえた支援の具体的な内容**を定めなければならない。



保育所等訪問支援関係

- 事業所ごとにその提供する指定保育所等訪問支援の質及びその改善について、指定保育所訪問支援の従業者による評価を受けた上で、**自己評価**を行うとともに、当該事業者を利用する障害児の**保護者及び訪問先の施設による評価**を受けて、その改善を図らなければならない。なお、各評価並びに改善内容は、**おおむね1年に1回以上**、保護者に示すとともに、**インターネットの利用その他の方法により公表**しなければならない。
- 障害児が指定保育所等訪問支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、**障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できる**よう、地域社会への参加やインクルージョンの推進に努めなければならない。
- こどもが**集団生活の場で安全・安心に過ごすことができる**よう、**訪問先施設における生活の流れの中で、集団生活への適応や日常生活動作の支援**を行うこと。
- 訪問先施設のこどもに対する支援力を向上させることができるよう、**こどもの発達段階や特性の理解を促す**とともに、こどもの発達段階や特性を踏まえた関わり方や訪問先施設の環境等について**助言**を行うこと。
- 家族が安心して子育てを行うとともに、安心してこどもを保育所等に通わせることができるよう、保護者に対し、**訪問先施設におけるこどもの様子や、訪問先施設の職員のこどもへの関わり方**などを含め、提供した保育所等訪問支援の内容を伝えること。
- 児発管が作成する個別支援計画の原案の作成等においては、インクルージョンの観点を踏まえた指定保育所等訪問支援の**具体的内容を定めなければならない**。



個別支援計画の作成ポイント①

- 個別支援計画の作成に当たっては、こどもの意思の尊重（年齢及び発達の程度に応じた意見の尊重等）及びこどもの最善の利益の優先考慮の観点を踏まえて作成することが必要である。
- それぞれの記載項目について、こどもと家族の意向とアセスメントを踏まえて作成していくことが必要である。「利用児及び家族の生活に対する意向」も踏まえて「総合的な支援の方針」を設定し、それを受けた「長期目標」「短期目標」、それを達成するための「支援目標及び具体的な支援内容等」を設定すること。
- 5領域（「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」以下同じ。）の視点等を踏まえたアセスメントを行った上で、**5領域の視点を網羅した支援を行うことが必要**である。
- 「支援目標及び具体的な支援内容等」においては、発達支援の基本となる**「本人支援」「家族支援」「移行支援」について必ず記載**すること。また、「地域支援・地域連携」については、必要に応じて記載することとするが、関係者が連携しながらこどもと家族を包括的に支援していく観点から、当該事項についても積極的に取り組むことが望ましい。



個別支援計画の作成ポイント②

○本人支援

- アセスメントやモニタリングに基づき、こどもが将来、日常生活及び社会生活を円滑に営めるようにする観点から、本人への発達支援について、5領域との関連性（5つの領域全てが関連付けられるよう記載）を含め記載すること。

○家族支援

- こどもの成長・発達の基盤となる親子関係や家庭生活を安定・充実させる観点から、家族支援について記載する。

○移行支援

- インクルージョン（地域社会への参加・包摂）を推進する観点から、支援の中に「移行」という視点を取り入れ、こどもや家族の意向等も踏まえつつ、保育所等との併行利用や移行に向けた支援、同年代のこどもとの仲間づくり等の「移行支援」について記載する。なお、移行支援は必ずしも保育所等への具体的な移行だけを念頭に置くものではない。

○地域支援・地域連携

- こどもと家族を中心に、包括的な支援を提供する観点から、そのこども・家族の生活や育ちの支援に関わる保健・医療・福祉・教育・労働等の関係機関や障害福祉サービス等事業所等と連携した取組について、記載する。

本人支援について

心身の健康等に関する領域（5領域）

領域	ねらい
健康・生活	健康状態の維持・改善、生活のリズムや生活習慣の形成、基本的な生活スキルの獲得
運動・感覚	姿勢と運動・動作の向上、姿勢と運動・動作の補助的手段の活用、保有する感覚の総合的な活用
認知・行動	認知の発達と行動の習得、空間・時間、数等の概念形成の習得、対象や外部環境の適切な認知と適切な行動の習得
言語・コミュニケーション	言語の形成と活用、言語の受容及び表出、コミュニケーションの基礎的能力の向上、コミュニケーション手段の選択と活用
人間関係・社会性	他者との関わり（人間関係）の形成、自己の理解と行動の調整、仲間づくりと集団への参加

＜参考＞厚生労働省「児童発達支援ガイドライン」より抜粋



個別支援計画の作成ポイント③

〈留意事項〉

- 個別支援計画では、各利用児の支援に要する時間を定め、当該計画の時間に応じて基本報酬を算定することを基本とするため、利用が想定される曜日、支援時間等を明記すること。また、延長支援についても計画的に行った場合に、計画した時間に応じて算定できるものとするため、利用が想定される曜日、支援時間等を明記すること。
- 支援内容に設定した取組が、加算の算定を想定している取組である場合には、算定する加算や頻度等について記載する（例：子育てサポート加算、家族支援加算、関係機関連携加算等）。
- 個別支援計画とは別途計画を作成することが必要な加算についても、個別支援計画との関連性を記載する（例：専門的支援実施加算、自立サポート加算等）。
- 通常の計画にはないが、個別の事情（※）で支援提供及び延長支援の必要が生じることが想定される場合は、想定される具体的理由と支援提供時間及び延長時間を明記すること。

※保育所や学校の都合（短縮授業等）、家族等の都合 ... 等

児童福祉施設等における安全計画の作成について

(令和5年4月1日～義務化) ※令和6年3月31日まで経過措置

【概要】

- 安全計画を策定・周知し、研修及び訓練を定期的実施すること等を義務付ける。

※安全計画とは・・・

児童福祉施設等の設備の安全点検、職員・利用児等に対する児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練等についての計画のこと

【義務の内容】

- 障害児の安全確保を図るため、事業所の設備の安全点検や事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導等、事業所における安全に関する事項についての計画（安全計画）を策定すること。
- 安全計画について職員に周知するとともに、研修及び訓練を定期的実施すること。
※安全計画に定めた安全点検、研修及び訓練を行った場合は実施記録を残すこと。
- 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知すること。
- 安全計画は各年度において、当該年度が始まる前に安全計画を策定すること。また、定期的に見直しをすること。

児童の所在確認や安全装置装備の義務化について

(令和5年4月1日～義務化) ※令和6年3月31日まで経過措置

- 園児等の通園や園外活動等のために自動車を運行する場合、園児等の自動車への乗降車際に、**点呼等方法より園児所在を確認すること。**
- 児童の送迎を目的とした3列シート以上の自動車を日常的自動車を運行する場合は、当該自動車にブザーその他の車内の園児等の見落としを防止する装置を備え、これを用いて降車時、園児の所在確認をすること。

【安全装置について】

- 送迎用車両に設置する安全装置は、令和4年12月20日に国土交通省が策定した、「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」に適合するものでなければならない。
- ガイドラインに適合する装置については、内閣府HPにおいて一覧化されたリストが公表されているので、参考にしてください。

<掲載ページ>

https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha07_hh_000433.html

周知事項①

- 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業所等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正において、
「指導訓練室」が「発達支援室」に改められています。
- 基準の改定による名称変更となるため、本件については、変更届の提出は不要です。



周知事項②

体制届について

- 年度初めに提出いただいております当該届出について、**前年度と算定する加算に変更がない場合は提出不要**として運用を変更します。

★ 新しく加算を算定する場合

★ 既に算定している加算に変更がある場合
等については変わらず体制届の提出が必要ですので、算定される加算について再度ご確認くださいませようお願いいたします。

※人事異動等で職員配置に変更があった場合でも、
加算に変更がなければ体制届の提出は不要です。

周知事項②

体制届について

- 算定において、以下のように前年度実績が必要となる場合には届出を提出してください。

① 児童発達支援の報酬算定区分について

届出が必要な事業所

- ・ 昨年度において児童発達支援の提供実績がない事業所
- ・ 令和6年度に新規指定された事業所
- ・ 昨年度実績で児童発達支援利用延べ人数に占める未就学児の割合が70%未満だった事業所

② 看護職員加配加算

届出が必要な事業所

- ・ 当該加算を算定する事業所のみ